

1. 芦屋市ハラスメント事案に関する第三者調査委員会設置の経緯及び役割

(1) 第三者調査委員会の目的・役割

芦屋市ハラスメント事案に関する第三者調査委員会（以下、「本調査委員会」という。）は、芦屋市ハラスメント事案に関する第三者調査委員会設置要綱（令和2年11月2日）に基づき、令和2年11月20日に設置された。

本調査委員会は、令和元年8月7日付懲戒処分に係るハラスメント事案（以下「本件事案」という。）について、公正かつ中立な観点から専門的知見をもつ第三者による客観的な調査を行うことを目的とするものであり（上記設置要綱第1条）、本件事案に係る事実関係の解明に関することについて、調査、検証、評価及び提言を行う役割を担うものである（同第2条）。

(2) 第三者調査委員会設置に至る経緯

本件事案に関して、芦屋市議会における一般質問や新聞報道等がなされ、令和2年6月29日には芦屋市ハラスメント調査委員会（以下「内部調査委員会」という。）が設置され「ハラスメント調査結果について」と題する報告書が公開された。その後、芦屋市議会は、本件事案の再調査を求め、令和2年10月9日、「市職員パワハラ問題について第三者委員会の設置による調査を求める決議」が議決され、本調査委員会設置に至ったものである。

(3) 第三者調査委員会の委員の地位、氏名

本調査委員会は以下の3名で構成される。

委員長 弁護士 畠田健治（ミネルヴァ法律事務所）

委員 弁護士 塚田朋子（由良・塚田法律事務所）

委員 弁護士 東 尚吾（山口法律会計事務所）

(4) 委員の利害関係の有無

芦屋市は芦屋市議会の決議を経て、上記設置要綱制定後、大阪弁護士会に対し委員推薦依頼を行い、大阪弁護士会が各委員を推薦した。

各委員は芦屋市と利害関係を有さない。

(5) 調査の視点等

本調査委員会は、上記設置要綱記載のとおり、本件事案について公正かつ中立的な観点から専門的な知見をもって客観的な調査を行うものであるところ、特に、以下の点に留意した。

- ①本件事案においてパワー・ハラスメント該当性が問題となった事象そのものの検証のみならず、事象発生に至る経緯や事象発生後の芦屋市の一連の対応経過について

も掘り下げて検討すること

- ②本調査委員会設置に先立ち、内部調査委員会調査が実施されているが、本調査委員会の調査対象は、必ずしも内部調査委員会の調査対象範囲に拘束されず、改めて第三者の視点から必要な範囲で調査を実施すること。また、内部調査委員会が取り纏めた報告書についても検討すること
- ③本件事案に関与した特定の者の責任を追及することは目的とはせず、今後、芦屋市において同種事案が発生しないよう、ハラスメント事案の再発防止に向けた取組みを推進するために、芦屋市において活用度の高い提言を行うこと
- ④本調査委員会の中立公正性を確保する観点から、芦屋市総務部人事課（以下「人事課」という。）による事務局機能は形式的な事務連絡等最小限の関与に留め、本調査委員会の調査内容への関与は排除すること

(6) 調査の経過

ア 本調査委員会会議開催経過

令和2年11月20日	本調査委員会設置
同年11月30日	第1回会議開催
同年12月10日	第2回会議開催
同年12月24日	第3回会議開催
令和3年1月27日	第4回会議開催
同年2月25日	第5回会議開催
同年3月19日	第6回会議開催
同年4月9日	第7回会議開催
同年4月16日	第8回会議開催

その他、委員間の打合せを随時実施した。

イ 関係者ヒアリング

令和3年1月29日	第1回ヒアリング
同日	第2回ヒアリング
同年2月1日	第3回ヒアリング
同年2月5日	第4回ヒアリング
同日	第5回ヒアリング
同日	第6回ヒアリング
同年2月9日	第7回ヒアリング
同年2月18日	第8回ヒアリング

同年2月20日 第9回ヒアリング

同年2月25日 第10回ヒアリング

ウ 資料調査

本調査委員会は、上記ヒアリングのほか、内部調査委員会における資料調査、人事課等を通じて収集した資料等の調査を実施した。また、収集した資料やヒアリングに関する記録等は、プライバシーに関わる秘匿性の高い情報が多く、またハラスメント事案として二次被害等を防ぐ観点での別途の配慮が必要であることから、本報告書においては、資料入手先やヒアリング対象者情報を含めた収集資料は明示しないこととした。

なお、本件事案につき芦屋市のハラスメント対応の経緯について、より詳細な事実関係を把握するべく、芦屋市役所のグループウェアにおける特定職員間の特定期間につき庁内メールの抽出を人事課に依頼したが、メール容量上の制限もしくはメールデータ削除の理由により抽出はできなかったとの報告を受けたことから、メール情報の収集は断念した。

(7) 留意点

芦屋市は、本報告書の取扱いについて、以下の点について留意いただきたい。

ア 本件事案における事実認定に必要なヒアリングや資料は広く収集したものの、関係者の任意の協力による調査には限界があり、本報告書は、本調査委員会において収集できた限りの証拠に基づいて事実を認定したものであること

イ 本件事案はハラスメント事案であって、その具体的内容には機微な情報を含み、職員のプライバシー等への配慮が不可欠である。本報告書においては、二次被害を生まないためにも、多くの部分において匿名化ないし抽象化やマスキング処理の配慮が避けられないこと

ウ 本報告書は、本件事案のパワー・ハラスメント該当性の検討のみならず、芦屋市におけるハラスメント事案の防止や対策に向けた提言をも目的とするものである。したがって、本調査委員会は、本報告書が、特定の者に対する法的責任追及、人事上の不利益的取扱い、政治目的利用等のために用いられないことを強く望む。

2. パワー・ハラスメントとは

(1) 芦屋市「職場におけるハラスメント防止に向けた取扱指針」（平成29年1月策定）における定義

芦屋市は、平成29年1月、「職場におけるハラスメント防止に向けた取扱指針（以